

福井県報

第 29 号
令和元年
8月13日(火)
火・金曜日 発行
1月1890円 郵送料共

目次

告示

○特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出 (一一六～一一八・水産課) ……………一

公告

○建築基準法の規定による意見の聴取(建築住宅課) ……………一
人事委員会規則
※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(八) ……………二
……………二
※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(九) ……………二

告示

福井県告示第116号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第二号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

福井県知事 杉本 達治

河野村加入区

- 1 発起人の住所および氏名
南条郡南越前町河野29-1
まことや水産代表 治部 誠治
南条郡南越前町河野19-2
坂下水産代表 坂下 安則
- 2 区域
河野村漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
大型定置漁業および小型定置漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和元年7月5日

福井県告示第117号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第二号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

福井県知事 杉本 達治

小浜市加入区

- 1 発起人の住所および氏名
小浜市泊11-19-1
そとも定置有限公司
小浜市宇久6-9
宇久定置網有限公司 浦谷 俊晴
- 2 区域
小浜市漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
大型定置漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和元年7月11日

福井県告示第118号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第二号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月13日

福井県知事 杉本 達治

小浜市加入区

- 1 発起人の住所および氏名
小浜市下竹原2-36
川嶋 和人
小浜市下竹原2-39
村古 政弘
- 2 区域
小浜市漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
機船底びき網漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和元年7月11日

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定に基づき、次のとおり意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により公告する。

令和元年8月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 許可しようとする建築物の建築の計画
福井県敦賀市中央町2丁目1番1号に所在の敦賀市長瀬上隆信の申請に係る福井県敦賀市中央町2丁目1番1号および2号に立地している建築物(敦賀市庁舎および消防庁舎)の建替えの計画
- 2 意見の聴取の期日
令和元年8月19日(午後7時から)
- 3 意見の聴取の場所
敦賀市中央町2丁目1番2号
敦賀美方消防組合消防本部3階講堂
- 4 その他

許可しようとする建築物の建築の計画に係る書類および図書は、福井県嶺南振興局敦賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

意見の陳述ができる者は、許可しようとする建築物の建築の計画に係る利害関係人（建築物の敷地境界線から50m以内にある土地または建物を所有されている者）である。

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月十三日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する

規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五号中「退職派遣者」の下に「

（以下「退職派遣者」という。）」を加える

。

第二十二条第一項中「または」を「もしくは

は」に改め、「職務に復帰した場合」の下に

「または退職派遣者が公益的法人等派遣法第

十条第一項の規定により職員として採用され

た場合」を加える。

第四十四条第一項中「または休暇のため引

き続き勤務しなかつた職員が再び勤務する」

を「休暇のため引き続き勤務しなかつた職員

が再び勤務し、または退職派遣者が公益的法人

等派遣法第十条第一項の規定により職員と

して採用される」に、「または休暇の期間」

を加える。

を「休暇の期間または退職派遣期間」に、「もしくは再び勤務する」を「再び勤務し、または採用される」に改め、同条第二項中「職務に復帰した」を「職務に復帰し、または退職派遣者が公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により職員として採用された」に改める。

別表第九中

「勤務時間条例第十五条に規定する介護休暇の期間」を

「勤務時間条例第十五条に規定する介護休暇の期間

退職派遣者の派遣の期間」に改め、

同表備考中「公益的法人等派遣法第10条第

一項の規定により採用された職員」を「退職

派遣者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

公布する。

令和元年八月十三日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第九号

公益的法人等への福井県職員等の派遣

等に関する条例施行規則の一部を改正

する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年福井県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正

する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める

。

第四条の次に次の三条を加える。

（特定法人）

第五条 条例第十条に規定する人事委員会規則で定める特定法人は、別表第二に掲げる法人とする。

（退職派遣の対象とならない職員の特例）

第六条 第三条の規定は、条例第十一条第三号の人事委員会規則で定める職員について準用する。

（退職派遣者に関する報告）

第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内における退職派遣者に係る派遣先の特定法人の名称、特定法人において業務に従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等および当該年度内に職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第五条関係）

福井県並行在来線準備株式会社

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年八月十三日印
令和元年八月十三日発

刷

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市文京二丁目十九一二十 高桑印刷株式会社

電話 六三三二番